

沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

第2条第1項中「第12条の4第6項」を「第12条の5第6項」に改める。

第3条第1項中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

第4条第1項及び第5条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条第1項中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国家戦略特別区域法及び国家戦略特別区域法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。